

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月31日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

洋光台第一中学校 2棟音楽室前廊下雨漏り修繕

2 履行場所

磯子区洋光台2丁目5番1号  
横浜市立洋光台第一中学校

3 契約日

令和6年11月18日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月21日

5 契約金額

990,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区天王町2-42-1  
株式会社鈴木屋根材

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

2棟音楽室前廊下に水溜りが発生した。生徒の往来も多く、生徒が転倒する恐れがあり大変危険であるため、随意契約により緊急契約での修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課